

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(採用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程及び国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程_____</p> <p>_____に定めるところによる。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(採用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程、国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程及び国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程に定めるところによる。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則 (規則第10号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。